

ブロック塀等の撤去・改良に関する 補助制度のご案内

～日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金事業について～

<補助制度の趣旨>

大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀等の安全性が社会問題化する中で、地震によるブロック塀等の倒壊による被害の防止を図る必要性が高まっています。

日野市では、災害に強いまちづくりの推進・安全で快適な歩行空間の形成を推進することを目的として、ブロック塀等の所有者の方々に対し、ブロック塀等の撤去、撤去後に行う国産木塀の設置に要する経費の一部を補助しています。

<ブロック塀等に関するご相談・点検について>

所有されるブロック塀などについて、市職員がまずは、お電話や面会してご相談に応じ、その後、現地に訪問し、無料で外観目視による点検を実施します。合わせて、この補助制度の内容についてもご説明します。まずはお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

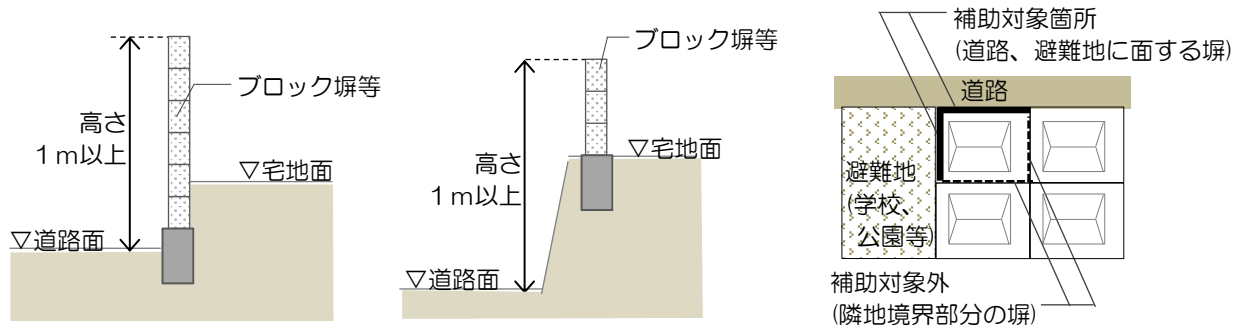
- 日野市役所 まちづくり部 都市計画課 住宅政策係
- 電話番号：042-514-8371（直通）
- 住所：日野市神明1丁目12番地の1
- メールアドレス：tosikei@city.hino.lg.jp

<補助対象となるブロック塀等>

「**ブロック塀等**」とは、コンクリートブロック塀、組立式コンクリート塀（万年塀）、レンガ、大谷石等の組積造の塀又は門柱その他これらに類するもの（鉄筋コンクリート造の塀は除く。）を言います。また、基礎の部分及び一体となっているフェンスの部分も含みます。

<補助対象となるブロック塀等は、以下の要件をすべて満たすものとします>

- (1) 市の区域内に存するブロック塀等であること。
- (2) 道路等に面するブロック塀等または指定緊急避難場所、指定避難所等に隣接する敷地であって指定避難所等に面しているブロック塀等であること。
- (3) ブロック塀等が存する道路地表面または避難地の地表面からの高さが1メートル以上であるブロック塀等であること。



<補助申請できる方>

<補助申請できる方は、以下の要件をすべて満たす方とします>

- (1) 前条に規定する補助対象ブロック塀等の所有者であること。
※戸建住宅などの個人所有者だけでなく、駐車場、事業所などの法人も対象となります。
- (2) 市税の納税義務者である場合は、既に納期の経過している市税を完納していること。
- (3) 補助対象ブロック塀等が複数の者の共有している場合は、ブロック塀等の撤去について共有者全員の同意を得ていること。
- (4) 国、地方公共団体その他の公的機関でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団関係者でないこと。

<補助対象工事は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります>

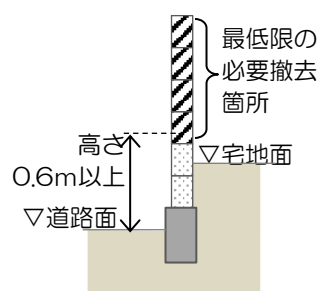
- (1) 補助金の交付決定前に契約をしていないこと。
- (2) 補助金の交付決定した年度末までに工事を完了すること。
- (3) 補助対象ブロック塀等について、過去にこの要綱の規定、他の制度により補助金その他の金銭的給付の交付を受けていないこと。
※補助対象工事は、補助対象ブロック塀等がある宅地等につき1回に限るものとします。

<補助対象となる工事>

<補助対象となる工事は、以下の3つのいずれかとします>

- (1) 撤去工事

補助対象ブロック塀等の全部または一部を撤去する工事（撤去後の整地、舗装又は補修も含む）。一部を撤去する場合は、除却後の道路地表面または避難地の地表面からの高さが0.6メートル以下となり、安全な構造となるもの(※)に限ります。



※既存のブロック塀等の安全な構造とする主な確認点

- ・基礎がある
- ・鉄筋(縦・横)が入っている
- ・モルタルが適切に充填されている

(2) 撤去工事（通行環境改善型）

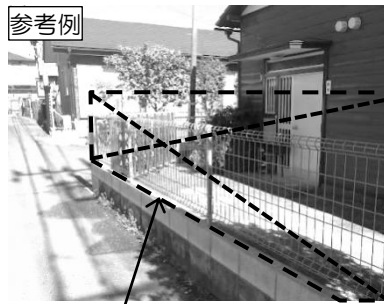
(1)の撤去工事後の状態が、道路等の閉塞感の解消、見通しの確保または緑視率の向上となる以下のア～ウのいずれかとなるもの。

ア 補助対象の塀があった箇所付近に、庭木または花壇による植栽が一連としてあり、かつ道路等からの視界が広がった状態



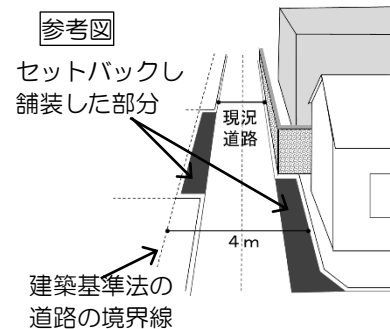
撤去したブロック塀等の範囲

イ 補助対象の塀があった箇所付近に、見通しの良いフェンス等（道路面からの高さが1.8m以下）を設置し、かつ道路等からの視界が広がった状態



撤去したブロック塀等の範囲

ウ 建築基準法の規定による道路の境界線が、塀のあった箇所付近を通過している場合は、その線から道路側の箇所を舗装し道路の一部として通行に利用できる状態



(3) 補助対象ブロック塀等の撤去及び撤去した箇所の範囲内で撤去後に行う木塀設置工事（以下「木塀設置工事」）。※この補助制度では、「**木塀**」とは、日本の森林で伐採された木材（国産木材）を、見付面積が9割以上となるように使用した塀を言います。

< 補助金の額 >

< 補助金の額は、予算の範囲内で、以下の考え方により算定します >

補助金の額は、以下の補助対象工事に応じて、算定します。

※1つの補助対象ブロック塀等に対して、1つのみの適用となります。

算定方法は、実際にかかるブロック塀の撤去などの工事費用(税込可)と、塀の長さに標準単価を乗じた額のいずれか低い額に対して、補助率を乗じた値を補助金額とします。

補助対象工事	1 mあたりの標準単価	補助率	上限額	補助額の例（6mの塀の場合） (注)実際にかかる工事費によって異なります。
(1) 撤去工事	20,000 円	3/4	12 万円	補助金限度額： 9万円 (計算：20,000 円×6m×3/4)
(2) 撤去工事 (通行環境改善型)	25,000 円	4/5	20 万円	補助金限度額： 12 万円 (計算：25,000 円×6m×4/5)
(3) 木塀設置工事	以下の①と②の合算した額 ①木塀設置で行う撤去工事について、(2)で算出した補助金の額 ②（木塀設置単価※-80,000 円/m）×木塀設置長さ※(m)			

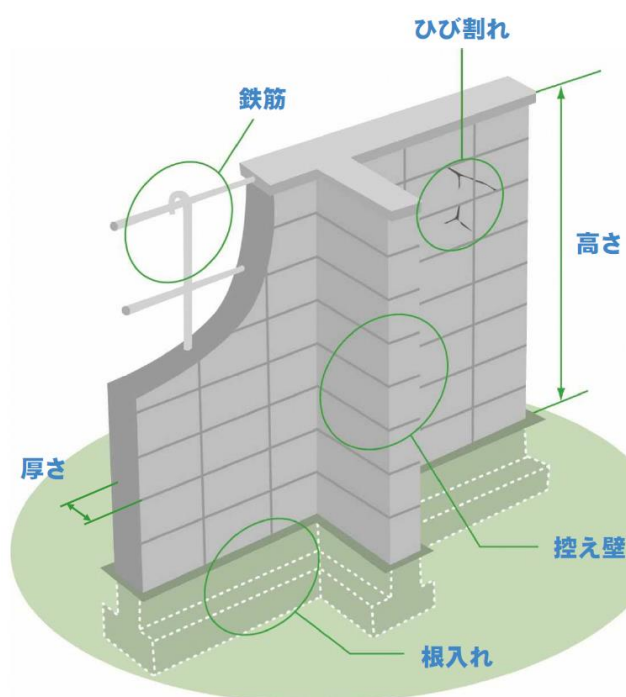
※木塀設置単価とは、木塀設置に要する経費の1 mあたりの額（196,000 円/mを超える場合は、196,000 円/mとする）を言います。

※木塀設置長さとは、ブロック塀等を撤去した範囲内で木塀を設置する部分の長さ（25mを超える場合は、25mとする）を言います。

<補助金の手続きの流れ>

1.事前相談	まずは、お電話などで市役所にご相談ください。市職員がブロック塀等の状況を伺い、この補助制度が利用できるかなど、ご説明します。
2.点検確認	補助対象ブロック塀等を確認するため、市職員が現地に訪問し、点検します。 その際、事前相談票をご記入していただきます。 点検結果について、後日、市役所から文書と合わせて連絡します。 補助要件を満たしていれば、交付申請が可能となります。
3.補助金交付申請	補助金交付申請書と必要な書類を提出してください。 ご不明点などあれば、随時、市職員がご相談に応じます。
4.補助金交付決定	補助金交付決定通知書を発行します。通知を受けてから契約・事業に着手してください。※先に契約されると補助金を受け取ることができません。
工事の実施	交付決定後、工事請負契約の締結、工事着手してください。工事中は、5の完了報告で現場写真も必要となりますので、工事施工している写真の撮り忘れがないように、ご注意ください。
5.工事の完了報告	工事完了後、完了報告書と必要な書類を速やかに提出してください。
6.補助金額の確定	補助金交付額を確定した旨の通知書を発行します。
7.補助金の請求	補助金交付請求書を提出してください。指定された口座に入金されます。 基本的には、補助金は申請者であるブロック塀の所有者に交付するものですが、施工業者が補助金の請求と受領を委任して行うことができます。

<参考資料：ブロック塀のチェックポイント（国土交通省ホームページより）>



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- ☐ 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。
- <専門家に相談しましょう>
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）